

建築生産設計協力会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、建築生産設計協力会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 建築生産設計とは別称「建築施工図」を意味する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、東京都新宿区西新宿 7-22-37 ストーク西新宿ビル 307 に置く。

第2章 目的及び事業内容

(目的)

第4条 本会は、建築生産設計（施工図）業界（以下本業界）の発展を目指す。特に学校（大学・短大、高等専門学校、専門学校、高等学校等）に在学している学生及び教員・学校関係者に対して、本業界の認知度向上を図ることにより、本業界を志望する学生が増加することを目的とし、本業界のやりがいや魅力を伝える活動団体として、令和6年7月8日設立する。

(活動・事業の種類)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 建築生産設計の普及、啓発事業（セミナー、イベント及び講演会等開催）
- (2) 建築生産設計に関する教材、書籍、出版物等の企画、制作
- (3) 建築生産設計の業務内容範囲に関わる職制の制定
- (4) 建築生産設計の標準化事業
- (5) 建築生産設計に関わる資格制定・認定事業
- (6) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の正会員は、原則建築生産設計を営む法人とする。正会員は、この会の目的に賛同して入会し、総会での議決権を有する者とする。
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同する者。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 2 当該申込法人の入会日は、入会が承認された日が属する月の翌月の1日とする。
- 3 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費規定により入会金・会費及び臨時会費を納入しなければ

ならない。

(退会)

第9条 退会については別に定める退会規定による

第4章 役員

(種別)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 運営 1人
- (5) 広報 1人
- (6) 総務 1人
- (7) 監事 1人

(選任)

第11条 役員は総会において、正会員の中から立候補または推薦者を募り既定の議決を得られた者を選任する。

- 2 役員は会長、副会長、会計、運営、広報及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が病気・事故等で、前項で定める会長職の遂行が困難な場合は、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当し期首に前期分の収支を会員に報告する。
- 4 運営は、本会が主催する各イベントを担当する。
- 5 広報は、本会の広報を担当する。
- 6 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。
- 7 監事は、本会の活動及び会計を監査する

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当し、総会時に第21条に定める議決を得た場合は、これを解任することができる。

- (1) 心身の影響等により、職務の執行に堪えられないと認められた場合
- (2) 在籍している企業を退職した場合
- (3) 本会の信用度を著しく低下させるような行為が認められた場合

(期間・任期)

第14条 本会の期間は、毎年4月1日～翌年3月31日を1期間とする。

- 2 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存任期とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務及び引継ぎ業務等を行わなければならない。

第5章 総会

(種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(審議事項)

第17条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業予算及び収支予算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の変更
- (8) 各事業に要する臨時会費の設定
- (9) その他会の運営に関する重要事項

(開催)

第18条 総会は、会長が招集するが、連絡調整等は総務が行う。

- 2 通常総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全正会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第21条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決又は他の正会員を代理人(委任者)として表決することができる。

- 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第24条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第25条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

(権能)

第26条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員1名以上の求めがあった場合に会長の判断をもって召集する。

(議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 役員会には、第22条第1項を除く第20条から第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品、備品類

- (4) 活動に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において正会員の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第8章 会計

(経費)

第34条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、第14条に定める期間とする。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

第10章 解散

(解散)

第39条 本会は、総会の議決に基づいて解散する。その場合は、正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の3分の2以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

- 2 前項の議決が得られなかった場合は会長一任する。

第10章 雑則

(会則の変更)

第41条 この会則は、総会において第21条に定める議決を得なければ、変更することはできない。

(委任)

第42条 この会則の施行に関し必要な事項は、第21条に定める総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 令和6年7月8日会則施行
- 2 令和6年9月11日会則改定
- 3 令和6年12月3日会則改定
- 4 令和7年4月15日会則改定